

## 特記仕様書

- 第 1 本事業は、契約書、収穫調査委託契約約款、収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき履行するものとする。
- 第 2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）対策として、山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 第 3 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、収穫調査委託契約約款 11 条に基づき事業を一時中止する可能性がある。
- 第 4 収穫調査復命書は、国有林野情報システムへデータ入力し作成すること。
- 第 5 「収穫調査箇所の概要」の起番 1～9 については、林内に設定済の成長量プロット内の立木と成長量プロット外の立木を再調査するものであり、搬出関係調査、更新関係調査については不要である。
- 第 6 成長量プロットの再調査の実施について細部事項は次のとおりとする。
- （1）成長量プロット内の調査  
精密毎木調査を実施することとする。
  - （2）被害木への対応  
調査区域内に被害木が生じた場合は、被害木を調査し当該径級の総本数から差し引くこととする。また、収穫調査以降に生じた被害木を明確にするため、調査時点の被害木はテープ等で表示する。  
成長量プロット内に枯損木が生じた場合は、成長量プロット外から同程度の標準木を新たに設定する。
  - （3）成長量の算定  
成長量プロット内において、前回調査と比較し変動した本数を求め、変動した本数を成長量プロット内の本数で除して、その割合を成長率とする。  
調査区域全体の成長本数については、直径階別に成長率を乗じて算出するものとし、その成長量は 1 直径階とする。なお、1 回目の再調査は初回調査本数、2 回目以降の再調査は前回調査本数を基に算出するものとする。  
樹高は、樹高曲線法、3 点移動平均法又はネスルンド樹高曲線法のいずれかによることとし、成長量プロット内で樹高の確定に必要な本数が得られない場合は、成長量プロット外から測定するものとする。

(4) 復命書の作成

(3) で算定した本数及び樹高をもって復命書を作成する。その際、次回の再調査に備え、成長量プロットの調査野帳及び集計表についても整理、保存するものとする。